

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定するまほろば健康パークの公園施設の利用料金（まほろば健康パークファミリープールのプールの利用料金に限る。）の額で令和二年七月十八日から同年八月三十一日まで
の利用に係るものを次のとおり承認しました。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

小人	一人一回につき 四〇〇円
大人	一人一回につき 八〇〇円

注

- 1 「小人」とは学齢に達しない者並びに小学校及びこれに準ずる学校の児童をいい、「大人」とは小人以外の者をいう。
- 2 四歳未満の者が使用する場合の利用料金は、無料とする。